

2022年10月

お客さま各位

高岡信用金庫

「当座勘定規定（手形小切手用法付）」の改定について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、電子交換所における手形交換業務の開始に伴い、令和4年11月5日（土）より、当座勘定規定を下記の通り改定させていただきますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客様にも適用させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月5日（土）

2. 改定する規程

- ・当座勘定規定（一般当座用）

3. 改定内容

- ・別紙「当座勘定規定（一般当座用）の新旧対照表」をご参照ください。

以上

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">「当座勘定規定（一般用）」</p> <p>1. ～27. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>28. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様に取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>②複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合</p>	<p style="text-align: center;">「当座勘定規定（一般用）」</p> <p>1. ～27. (略)</p> <p>28. (個人信用情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一でも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>29. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様に取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>②複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合</p>

新	旧
<p>には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>29. (規定の変更) 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2022.11.05)</u></p>	<p>には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>30. (規定の変更) 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2022.08.01)</u></p>